

英国保険契約法における権利放棄と禁反言

中 村 雅 人

Ⅰ はじめに

英国の保険契約法には、わが国の保険契約法にはみられない権利放棄(waiver)および禁反言(estoppel)の原則が存在する。英国において、これらの法原則が保険契約について適用されると、保険者は自己の表示や行為によって、自らに生じた権利を放棄したものとみなされるか、あるいはその権利の行使が妨げられることになる。しかし、英国保険契約法上これらの法原則の概念は、必ずしも明確ではなく、保険契約法に関する文献においても、両者の区別は非常に曖昧であって、それらの用語法は混乱している。

本稿においては、権利放棄と禁反言がそもそもいかなる法原則であり、どのような相違があるのか、またどのような状況において適用されるのか、といった問題に関して英国における議論を概説しつつ、若干の考察を行う。特に、保険契約が取消されるかまたは保険者の責任が免除される告知義務違反およびワランティ違反などの、保険契約においてもっとも重大な事態が生じられると思われるケースを中心に、これを行う。

一般に禁反言とは、当事者自身の行為を契約の相手方が信頼し、それにしたがって行為をなした場合に、その相手方に不利益をもたらす権利を主張することを当事者が妨げられるという法原則であり、権利放棄とは、自己に権利が生じたことを認識した上での、任意による意図的な権利の放棄である(the voluntary, intentional relinquishment of a known right)と定義されている¹⁾。これら二つの法原則のいずれかが、保険契約における告知義務

違反またはワランティ違反に適用されれば、保険者は自らの行為によって、同契約の取消しまたは責任免除を主張することができなくなり、契約は有効に継続することになる。当事者の利害が厳しく対立し、保険契約者に種々のときには苛酷とも思われる法理が適用される保険契約において、保険契約者に契約違反があるにもかかわらず、保険契約者が継続して保険保護を受けることが可能となるかかる法原則が英国には存在するが、わが国の保険契約法においては、これらの法原則は必ずしも確立していない。しかし、これら二つの法原則は理論的には勿論、契約者保護の観点からも興味深い。以下においては、はじめに英国保険契約法における権利放棄と禁反言の概念を明らかにしたのちに、告知義務およびワランティの違反について、上記二つの法原則の具体的な適用について言及する。

- 1) Black's Law Dictionary, 6th ed., St. Paul, Minn., 1990, p. 551 および p. 1580 に拠った。

II 権利放棄と禁反言の概念

一般に権利放棄と禁反言の原則は、上記のように定義されているが、保険契約に関する裁判や文献においては、既に述べたように、その区別は非常に曖昧であり、時として同義に扱われる場合さえあり、その用語法は混乱している。

たとえば、Barrett Bros. (Taxis), Ltd. v. Davies 事件¹⁾において Lord Denning は、権利放棄の原則について、「当事者が自らの行為により、相手方がそれを信じて行動することを意図して、契約から生じる厳格な権利を主張しないと相手方を信じさせるに至り、実際に相手方がそれを信じたこと (belief) に基づいて行動する場合には、その当事者は、それが彼にとって不公正 (inequitable) である場合には、その後に厳格な権利を主張することを許されない」原則であると述べているが、これは上述の禁反言の定義と異ならない²⁾。また、文献においても、契約違反によって生じた権利を放棄した (waived) 保険者は、その権利を主張することを禁反言される (es-

topped)などと表現されている³⁾。

本質的には異なるとされる⁴⁾上記二つの原則が同義に扱われ、用語法に混乱をきたしているが、英国の保険契約法学者は、その理由にほとんど触れていない。しかし、Lord Denning が定義するような意味において権利放棄という用語を用いることは、既に過去の判例において批判を受けていた⁵⁾。すなわち、権利放棄とは、本来は相応の約因による、権利を主張しないという契約上の合意である、と⁶⁾。したがって、権利放棄は、本来契約上の合意であり、そうでない禁反言とはその性質を異にしている。しかし、かかる権利放棄は、批判がなされているにもかかわらず、次第にその概念の射程範囲を拡張し、「行為による権利放棄 (waiver by conduct)」として適用されるに至っている⁷⁾。「行為による権利放棄」は、保険者が自己の行為によって権利を放棄したものとみなされ、その後その権利を主張することが妨げられる原則であり、従来の契約上の合意という権利放棄とは大きく異なることとなった。

一方、禁反言の歴史はコモン・ローの歴史とともに古く、時代の変遷とともに多様性を増した。それは通常3期に区分され、第1期(12・13世紀)には記録による禁反言 (estoppel by record) が、第2期(16世紀)には捺印証書による禁反言 (estoppel by deed) が生成した。これらは、一定の様式行為によって表示された事実と反する主張を禁止する原則を意味していたが、第3期(18世紀)に入って、行為や言葉によってある事実の存在を表示した者に対し、それを信じて自己の利害関係を変更した者を保護するために、表示した事実と反する主張を禁止する原則へと発展した⁸⁾。そして、保険契約においては、特に行為による禁反言 (estoppel by conduct) および表示による禁反言 (estoppel by representation) が問題となるに至っている。

今日保険契約において、「行為による権利放棄」が適用されれば、告知義務違反またはワランティ違反あるいはクレーム手続きに関する条件など、契約の取消しまたは保険者の責任免除をもたらす事由が生じた場合に、保険証

券の発行あるいは継続保険料の受領など、責任の履行を拒絶する意図とは異なる何らかの行為によって、その権利を主張することが妨げられるという結果を生じさせる。また、行為による禁反言が適用される場合も同様である。

したがって、どちらの原則を適用しようとも、その前提となる状況または要件および適用の結果はほとんど異なるところはない。いずれの場合においても、保険契約者に違反があり、保険者は契約の取消または責任免除を主張するが、自らの行為によって、それらの権利の主張が妨げられ、保険契約者は給付を受けることが可能となるのであって、その概念と実際に適用される際の状況および結果を観察するかぎりにおいては、権利放棄と禁反言はもはや区別しがたい。それは本源的には全く異なる二つの原則が、いずれも行為による権利放棄または行為による禁反言にまで、その適用範囲を拡張したためであった。

権利放棄および禁反言は、それぞれが行為による権利放棄および行為による禁反言へと発展するに及んで、その適用の結果はほとんど同じことになったが、しかし一方でこれらの区別が問題となったケースが存在した。そのような判例としては、*Craine v. Colonial Mutual Fire Insurance Co.* 事件⁹⁾が挙げられるだろう。本件における権利放棄と禁反言の相違は、*Clarke*¹⁰⁾によれば、以下の通りである。(1)禁反言の場合には、表示者が自らの表示に反することを、不公正なものと化するような相手方の信頼 (reliance) が求められるのに対して、権利放棄の場合には、相手方の信頼とは関係がない、(2)権利放棄には、権利を放棄する意図および権利を生じさせる事実を知っていることが必要とされる一方で、禁反言の場合には、表示者の認識は問題とはならない点である。したがって、権利放棄と禁反言の相違は、権利が生じた側の認識と相手方の信頼が基準となるとされた。

しかしながら、その後においてこれら二つの原則の区別が問題とされることはほとんどなく、上記の相違点は判決においてほぼ無視されている。それは前述のように、前提となる状況または要件および適用された場合の結果が同一であるために、区別の実益が少ないためであると思われる。*Clarke*¹¹⁾

も、区別の問題は機能上の必要性よりはむしろ法律の歴史に起因するものであり、個別の事件において問題となるのは、保険者がクレームに対して抗弁をなすことが妨げられるかどうかということであって、裁判所および当事者にとっては、それが権利放棄または禁反言のどちらかに基づくのかという問題は重要ではないからであるとしている。

学説上これら二つの原則について、その区別の試みがなされなかったわけではない。まず Halsbury¹²⁾は、理論的に契約上の権利の放棄は明示的にせよ黙示的にせよ、当事者間の合意であるとする一方で、禁反言は当事者が権利を主張することを妨げられる法原則であるとし、さらに、必要な同意または約因がある場合には、条件の履行を不可能あるいは不必要にする保険者の行為は権利放棄となり得るが、そのような行為が被保険者をして条件が履行される必要はないまたは生じた権利が行使されないと信じさせ、それにしたがって彼が行動する場合には、禁反言が適用され得るとする。そして彼は、禁反言については、相手方の信用がなければならぬとし、被保険者がその後その信用に基づいて誤導されなければ、禁反言は存在しないとする。

また、MacGillivray と Parkington¹³⁾は、権利放棄と禁反言の法的関係の問題については、明確な回答は判例法上まだ与えられてはいないとしたうえで、この問題について次のように分析している。彼らは Lord Denning の定義する権利放棄を、禁反言に基づく権利放棄として認め、さらに権利放棄は選択の法理に基づく場合もあるとする。すなわち、契約当事者が相手方に契約を終了させる権利を与えるような重大な違反を犯した場合には、その相手方は違反により、契約を終了したものと扱うかまたはそれを追認して契約を継続するものと扱うかについて選択を行う。この追認は、明示的にせよ黙示的にせよ、違反について権利放棄をなす効果を有し、追認の選択は後に取消すことができない。そのような場合においては、相手方は違反について権利放棄を選択し、権利を行使しないという意図があったものと判断され、その意図は明示の陳述により、または権利の行使とは一致しない行為からの推定によって証明される。したがって、保険者が一旦責任を拒絶する意思と

は異なる行動をした場合は、彼は権利放棄の選択をなしたとみなされ、それは取消することができない。MacGillivray と Parkington は、このような場合には禁反言が関係することはないとして、選択に基づく権利放棄と禁反言に基づく権利放棄とを区別している。しかし、彼らの言う禁反言に基づく権利放棄とは、これまで述べてきた禁反言に他ならず、明瞭な区別がなされているわけではない。

このように、二つの原則を理論的かつ概念的に区別する試みが、実際の裁判においても、また理論上もなされたが、明確な回答はいまだ与えられてはいない。英国の保険契約法に関する文献および判決は、これらの原則を理論的に区別することなく、通常両原則の概念を包含した意味における「権利放棄」という一つの概念を用いてきた¹⁴⁾。つまり、両原則の区別が曖昧なまますべてが「権利放棄」という大概念のもとに論じられてきたのである。この曖昧さに起因して、ワランティ違反の権利放棄については、それは禁反言であるとする議論も生じているが、本稿においては従来の慣例にしたがって告知義務違反についても、またワランティ違反についても「権利放棄」として扱うこととする。

- 1) [1966] 2 Lloyd's Rep. 1. なお、筆者が実際に入手した判例には、Barratt Bros. (Taxis), v. Davies と表記されているが、英国の契約法および保険法に関する諸文献の Table of Cases には、Barrett Bros. (Taxis), v. Davies とあるため、この表記にしたがった。
- 2) Black の定義との相違は、おもに Lord Denning が当事者の意図について言及している点であるが、実際の事件においては、この意図が明瞭でなくとも権利放棄の原則が適用されるために、事実上両者は同義であるといえよう。Lord Denning 自身も、Chas. Rickards v. Oppenheim 事件 [1950] 1 K. B. において、権利放棄と禁反言は同一のエクイティ上の原則を表し、単に用語が異なるのみであるとしている。また上記の Black's Law Dictionary においても、保険法においては、禁反言と権利放棄という用語は互換的に用いられているとの記述がある。
- 3) Michael Parkington et al. eds., *MacGillivray & Parkington on Insurance Law*, 8 th ed., London, 1988, par. 822. (以下 MacGillivray & Parkington として引用)

- 4) John Birds, *Modern Insurance Law*, 3rd ed., London, 1993, p. 240.
- 5) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 803.
- 6) Halsbury's Laws of England, London, 1978, vol. 25, par. 440. (以下 Halsbury として引用), Raoul Colinvaux, *Law of Insurance*, 6th ed., London, 1990, par. 6-04.
- 7) Birds, *op. cit.*, p. 240.
- 8) 喜多了祐『外観優越の法理』昭和51年, 千倉書房, p. 437.
田中英夫編『英米法辞典』平成3年, 東京大学出版会, p. 310.
- 9) 本件はオーストラリアにおける事件であるが, その判決は英国の枢密院によって認められている。なお事件の概要については, Birds, *op. cit.*, pp. 241-242 を参照。
- 10) Malcolm Clarke, *The Law of Insurance Contracts*, 2nd ed., London, 1994, par. 26-4 A1.
- 11) *Ibid.*, par. 26-4 A2.
- 12) Halsbury, *op. cit.*, par. 442.
- 13) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 822 ff.
- 14) Clarke, *op. cit.*, par. 26-4 A2.

III 権利放棄と禁反言の適用

英国保険契約法において, 権利放棄または禁反言が適用される局面は多様である。契約が取消されるかまたは責任が免除される告知義務違反またはワランティ違反はもとより, クレーム手続きに関する条件や代位権についてもそれらは適用され得るが, 以下においては告知義務およびワランティの違反についての権利放棄または禁反言のみに言及する。

1. 告知義務違反

全ての保険契約において, 保険契約者は契約の締結に先立ち, 危険に関する重要な事実を保険者に告知しなければならない。保険契約者がこの告知義務(duty of disclosure)に違反すれば, 保険者は保険契約を取消することができる。

告知義務違反における権利放棄は, 告知される情報についての権利放棄と

契約取消しの権利放棄の二つに大別される。まず、告知される情報についての権利放棄を取り上げよう。

海上保険については、1906年海上保険法 (the Marine Insurance Act, 1906) が、第18条において告知義務を規定しているが、その第3項において、保険者が告知を受ける権利を放棄した一切の事情は、質問がない限り告知することを要しないと定めている。しかし、同法は、この「告知を受ける権利を放棄した一切の事情」を具体的に規定しているわけではない。したがって、それらは個別の事件における具体的な保険者の行為によって判断される。

告知される情報についての権利放棄は、さらに、告知事項自体についての権利放棄および既に告知された事項についてのさらなる情報の権利放棄とに分類される。

告知義務は通常、保険申込書における保険者による質問に保険契約者が回答することによってなされるが、その際に問題となるのが告知事項自体の権利放棄である。告知されるべき重要な事実が、この質問によって限定されるか否かについて、英国の裁判所の判断は一致しているわけではない。1782年に Lord Mansfield はこれを肯定したのに対して、Scrutton L. J. は、1934年の判決において「質問を受けたかどうかということは問題ではなく、全ての重要な事実を告げなければならない」としており、肯定および否定のいずれのケースも存在する。しかしながら、最近においては肯定の立場に立つ判決が多いようである¹⁾。その場合には、質問の範囲外の事項については、保険者は、*expressio unius* の原則（一つのことを明記しているのは、その他のものの排除を意味する、とする原則）によって、権利を放棄したものとされる²⁾。

したがって、例えば過去5年間に於いて被った損害の詳細を保険者が質問表によって申込者に尋ねる場合には、それがたとえ通常は重要な事実であったとしても、5年の期間外に被った損害についての告知の受領は権利放棄される (waived) であろうし、また申込まれた保険について申込者の損害歴

を尋ねる質問は、他種目の保険における損害またはクレームに関する告知受領の権利放棄であるとみなされることになる³⁾。また特に、貨物海上保険においては、船舶の状態について知り得ない被保険者と保険者の間に、積載船舶に堪航性ありとみなす堪航承認約款 (seaworthiness admitted clause) があるが、これは船舶の状態に関する告知受領の明示的権利放棄である⁴⁾。

既に告知された事項についてのさらなる情報の権利放棄については、まず第一に、質問に対する回答が未回答であるかまたは不完全である場合に生じ得る。回答が未回答である場合には、それが否定的な回答を意味することもあり得る⁵⁾が、そうでない場合には、未回答であることが何を意味するのかは明らかではない。いずれにせよ、未回答の事項を含む申込書を、保険者が異論なく受領する場合には、それはその質問についてのさらなる情報の権利放棄となろう⁶⁾。

また回答が不完全である場合には、さらなる重要な情報が未回答であることが、当然かつ適切な推定によって導かれるか否か、ということが問題となる。さらなる情報の必要性が明確であり、かつ保険者が質問することなく申込書を受領して保険証券を発行する場合には、さらなる情報に関する告知の受領は権利放棄されたとの被保険者の主張は、認められることになるであろう⁷⁾。

また、被保険者が正直かつ適切に告知をなした場合にも権利放棄が生じることがある。それは、告知された事実の背後にさらに重要な情報が存在し、被保険者がそのことについて、保険者の注意を喚起するように告知をなしたにもかかわらず、保険者が何ら照会をしない場合である。たとえば、通常の適法な商品として公正に記述された貨物が、危険な性質を有しているという情報については、保険者がそれについて照会しない場合には、権利放棄が適用される⁸⁾。しかし、このような場合においても、保険者がさらなる質問をなすように注意を喚起されない場合には、権利放棄は成立しない。Ivamyは権利放棄は安易に推定されてはならないと述べている⁹⁾。

さらに、申込書式において尋ねられる質問が曖昧である場合には、公正か

つ合理的な解釈がなされねばならず、また申込書式が契約の一部となる場合には、それは *contra proferentem* 原則（書面の意味に疑点が生じれば、その書面の起草者の不利に解釈すべしとの原則）にしたがって解釈されねばならない。したがって、たとえば申込者の回答が、通常人が質問に対してなしたであろう解釈にしたがって真実である場合には、保険者はその不正確さを援用することはできない¹⁰⁾。

情報についての権利放棄が問題となり、実際に権利放棄が適用されたリーディング・ケースの一つとして、海上保険に関する *Cohen v. Standard Marine Insurance Co.* 事件¹¹⁾を挙げることができる。本件においては、老朽戦艦が解体されるために、北海をドイツに向けて曳航されていたが、その途中曳船によって見捨てられ推定全損となった。保険者は、船舶が蒸気機関を有していなかったという事実の不告知を理由に責任を拒絶したが、*Roche J.* は、曳航を必要とする艀装を解かれた船舶は稼働する動力を通常は有しないということを保険者は知っていると推定されねばならないと判示した。古い判例ではあるが、保険者が知るべきであった事実については、告知を要しないということが明確に示されている。また、権利放棄の適用が否定された例としては、*Greenhill v. Federal Insurance Co. Ltd.* 事件¹²⁾が挙げられるだろう。本件においては、Nova Scotia 州 Halifax から Nantes に向けてセルロイドを積載した船舶が航海し、保険の目的であるセルロイドが損害を被った状態で到着した。このセルロイドは、本航海以前に New York から Halifax に運送されたものであったが、その際にデッキで荒天に曝され、さらに Halifax では屋外の埠頭に放置されていた。このことは保険者に告知されておらず、保険者は責任を拒絶した。この事実が重要であることについては、当事者双方に異論はなかったが、被保険者は、保険者が貨物がどのように Halifax に到着したかについて質問をしなかったことにより、告知の受領は権利放棄されたと主張した。控訴院はこれに対して、権利放棄についてのこのような主張は告知義務を無意味にしてしまうとして被保険者の主張を退けた。

本件は権利放棄が安易には推定されないことを示している。Scrutton L. J. は、貨物の名称からは、その貨物が有する固有の性質が通常分らないような場合には、それは告知されねばならない、つまり、保険者がその固有の性質について質問をしなかったとしても、権利放棄は適用されないとする。

告知義務についての権利放棄は、保険契約の開始後に告知義務違反が明らかとなり、保険者に契約を取消す権利が生じる際にも適用される。その際には、保険者は保険契約者の不告知によって自らに生じた契約を取消す権利を放棄するとともに、契約を追認することになる。これが契約取消しの権利放棄である。保険者がたとえ、保険契約者の告知義務違反を権利放棄することによって、保険契約を追認する意図を実際に有していなくとも、不告知の事実が発覚した際に、表示あるいは行為によって、それが契約を取消す権利を行使する意図ではないという印象を被保険者に正当に与える場合には、保険者は法律上権利放棄したものとみなされる¹³⁾。この権利放棄が成立するための要件として Clarke¹⁴⁾は、契約を取消す権利を生じさせる事由の認識、追認の明白性、および信頼を挙げている。

これらの要件が満たされる場合、保険契約者をして、保険者が保険契約を継続させる意図を有していると思わせる、いかなる種の行為も権利放棄を構成し得る。特に、不告知の事実が発覚した後に、支払期日の来た保険料を保険者が受領する場合には、それは権利放棄の証拠となる¹⁵⁾。その際に注意しなければならないのは、違反の事実を知りながら、保険契約を失効させないとする保険者の明確な表示に対する保険契約者の信頼である¹⁶⁾。すなわち、保険契約者は純粋に、保険料の受領によって保険者は履行拒絶をしないと誤って判断せねばならない。したがって、保険者が権利を留保して、または条件付で保険料を受領した場合には、保険契約者は誤導されたと主張し得ず、また保険者が帳簿に契約の継続を示す記入をなしても、保険契約者がそれを知らなければ、権利放棄の証拠とはならない¹⁷⁾。

1) Clarke, *op. cit.*, par. 23-12A.

2) *Ibid.*, par. 23-12B.

- 3) Birds, *op. cit.*, p. 98.
- 4) Clarke, *op. cit.*, par. 23-12C.
- 5) Birds, *op. cit.*, p. 98.
- 6) Clarke, *op. cit.*, par. 23-12B1.
- 7) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 708.
- 8) Sir Michael Mustill, Jonathan Gilman eds., *Arnould's Law of Marine Insurance and Average*, 16 th ed., 1981, London, vol. II, par. 669. (以下 Arnould として引用)
- 9) E. R. Hardy Ivamy, *Marine Insurance*, 4 th ed., London, 1985, p. 51.
- 10) Birds, *op. cit.*, p. 99.
- 11) (1925) 30 Com. Cas. 139. なお、本件の概要については Arnould, *op. cit.*, par. 669, Ivamy, *op. cit.*, p. 51. を参照した.
- 12) [1927] 1 K. B. 65.
- 13) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 711.
- 14) Clarke, *op. cit.*, par. 23-18B.
- 15) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 713.
- 16) *Ibid.*, par. 809, Clarke, *op. cit.*, par. 13-11A.
- 17) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 809.

2. ワランティ違反

保険契約においては、しばしば契約の締結時に、その時点もしくは保険期間中におけるある一定の事実の存在または不存在の確約、あるいは保険期間中におけるある一定の作為または不作為の確約が、保険契約者に契約上明示的にまたは黙示的に要求される。かかる確約はワランティ (warranty) と称され、その履行については、字義どおりの正確な遵守が要求される。また保険契約者がワランティに違反した場合には、保険者は、ワランティとされた事由が危険に対して重要であると否とを問わず、違反の日から責任を免れるとされている。免責条項や告知義務・不実表示については、因果関係または重要性が問題となるのに対して、ワランティについてはそれらは一切問題とならない。したがって、ワランティは英国保険契約法において保険契約者にもっとも苛酷な法理の一つであり、海上保険については、M. I. A. によっ

て規定されている (§ 33 以下)。

このようなワランティの違反の効果については、1991年に貴族院において注目すべき判決がなされた。それは、Good Luck 号事件である¹⁾。本件は船舶保険に関して、譲渡抵当権者である銀行と保険者との間で争われた事件であるが、そのなかでワランティ違反の効果について、違反が生じた際に自動的に保険者が免責となるか、またはそれは保険者に契約を取消す権利を与えるのみであるかということが問題となった。ノン・マリン保険に関する従来の一般的な学説は後者の立場であった²⁾が、海上保険については、M. I. A. § 33 (3) における「保険者はワランティ違反の日から責任を免れる (the insurer is discharged from liability as from the date of the breach of warranty)」という文言の解釈について、英国においては、それが自動的な保険者の責任免除を意味するのか、契約を失効させるのか、または保険者に契約を取消す権利を与えるのか、従来必ずしも統一した解釈はなされてはいなかった³⁾。この問題について貴族院の Lord Goff は、M. I. A. § 33 (3) の文言は明確であるとして、ワランティ違反においては、保険者は自動的に責任を免れると判示したのである⁴⁾。

同判決は英国において注目され、活発な議論を巻き起こしている。たとえば、Clarke や Birds などは、ワランティ違反の効果についてなされたこの立場は、海上保険のみならず他の全ての保険種目にも妥当するとし、したがって、この判決によって、従来ノン・マリン保険について一般的に説明されてきたワランティ違反の効果は、再考を余儀なくされることになるとしている⁵⁾。

この判決について彼らがもっとも問題としたことは、権利放棄を理論的にどのように説明すべかということである。Clarke⁶⁾は、この問題について以下のように述べている。すなわち、本事件以前には、ワランティ違反の権利放棄は、告知義務・不実表示等のそれと同種であり、禁反言との厳密な理論的区別を曖昧にしたままに、双方の概念を包括した意味における「権利放棄」であると考えられていたが、保険者が自動的に責任を免れるとするので

あれば、理論的に保険者がワランティ違反によって契約を取消す権利を放棄する余地はなく、ワランティ違反においては権利放棄ではなく禁反言が適用されるとする。また、Birds⁷⁾はこの問題を契約の復元 (reinstatement) として説明しようとしているが、その自らの見解にも懐疑的である。この権利放棄に関する問題について Lord Goff は、権利放棄の効果は、保険者が自らの責任を免れるために違反を援用し得なくなる、ということであり、これは、保険者の責任免除が契約を取消す権利を行使する保険者の意思決定によって決定されるということとは全く別のことである、としている⁸⁾。

Lord Goff のワランティ違反の効果についての判断は、海上保険についてなされたものであるが、これがノン・マリン保険についても妥当するのであれば、ワランティ違反は保険者に契約を取消すか、または履行拒絶をなす権利を与えるとする従来の見解は再考を余儀なくされることとなる。海上保険について規定する制定法、すなわち M. I. A. と、ノン・マリン保険について確立された判例法は、そもそも扱う保険種目が異なるので、必ずしも一致する必要はなく、ノン・マリン保険についての判例法の法的安定性を第一に重視して、海上保険のワランティ違反および権利放棄の効果については、ノン・マリン保険とは異なる解釈が確立された、と考えるのが妥当であると思われるが、この問題についての詳細な検討は別稿に委ねたい。

ワランティ違反が生じれば、追加保険料の支払いによって保険担保を継続する "held covered" の合意がないかぎり、保険者は違反の日からその責任を免れることになるが、権利を行使する意図とは異なる保険者の表示行為について、権利放棄が適用される場合には、保険者はワランティ違反を主張し得ず、契約は有効に継続することになる。その場合にはその行為または表示は明白でなければならない。また、保険者による、ワランティ違反を構成する事実の認識および保険者が権利を行使しないとする保険契約者の信頼が要件とされている。権利放棄が適用される保険者の行為の例としては、ワランティ違反を了知した後の保険料の受領、クレーム処理の着手、保険証券の発行などがある⁹⁾。かかる場合に注意すべきは、保険者の意思決定の遅延である。

すなわち Good Luck 号事件における判決以前には、違反の事実を了知しながら、保険契約者の権利を侵害するほどに、保険者が沈黙によって意思決定を遅延する際にも権利放棄が適用されたが、本事件の判決において述べられているように、保険者が自動的に責任を免れるのであれば、沈黙から契約の継続を推定することはできない¹⁰⁾。

Ivamy¹¹⁾は、ワランティ違反について権利放棄が適用された事件として Samuel & Co Ltd v. Dumas 事件を挙げて説明している。本件は、期間保険が付保された船舶に関する事件であるが、その保険証券には、被保険者は6ヵ月間、船舶と機関の価額の12.5%を超える運送貨保険を付保してはならないとのワランティが含まれていた。船舶および機関の価額は、保険証券には110,000ポンドと記入されており、したがって、被保険者は、最高額13,750ポンドの運送貨保険を付保する権利を有していた。しかし、実際には彼は27,500ポンドの運送貨保険を戦争危険に対して付保し、船舶は滅失した。貴族院は本件について、ワランティ違反があったことは認めたが、その違反は保険者によって権利放棄されたと判示した。それは、保険者の代理人がスリップに署名をした時には、既に運送貨保険の保険金額は明記されており、また保険証券発行の際には、その金額の全額が引受けられていたことを知っていたからである。

Good Luck 号事件の判決によって、理論上提起されるもっとも重要な問題は、ワランティ違反と権利放棄との関係を、どのように説明すべきかということである。上述のように、Lord Goff は、権利放棄によって保険者は、単に自己の責任を免除するものとして、違反を援用することが不可能となるのみであるとして、保険者が自動的に責任を免れるとしながら、権利放棄の可能性についても言及しているが、この可能性については、上述のように否定的な学説がある。

Good Luck 号事件の判決によって、従来統一した解釈がなかった海上保険におけるワランティ違反の効果については、明確な解釈がなされたが、それによって、海上保険について規定する M. I. A. と、ノン・マリン保険につ

いての判例法との関係をどのように理解すべきかという問題が生じ、そして、ワランティ違反における権利放棄を理論的にどのように説明すべきかという新たな議論が生じたのである。

- 1) [1991] 2 W. L. R. 1279. 本件は正式には、Bank of Nova Scotia v. Hellenic Mutual War Risks Association (Bermuda) Ltd. という。
- 2) たとえば本事件の控訴院の判決に引用されているように、MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 790 には、「保険証券はワランティ違反が生じた際に自動的に失効となるのではなく、保険者が保険契約を取消し、全ての責任を履行拒絶する権利を行使することを選択して初めて失効となる」とあり、また Chitty on Contracts, 25 th ed., London, 1983, vol. II, par. 3706, p. 836 には、「条件 (condition) あるいはワランティの違反は保険者に契約を取消すか、あるいは場合によっては、クレームについての責任を免れる権利を与える。それは自動的に契約を廃棄 (abrogate) するものではない」と述べられている。
- 3) 谷川 久 監修、東京海上火災保険株式会社海損部編『イギリス船舶保険約款の解説』1994 年、財団法人 損害保険事業総合研究所、p. 20. また、控訴院の判決に引用されている以下の Arnould, *op. cit.*, par. 708 の脚注における説明も、海上保険におけるワランティ違反の効果の解釈について定まったものがなく、混乱していたことをうかがわせる。

『ワランティ違反は保険証券を取消す (the breach of warranty avoids the policy) という Arnould の記述は、明らかに不正確である。というのは、保険証券が取消されたのちに、保険者が違反を権利放棄することによって常に可能であったように、それを追認することが不可能となるからである。この理由から、1906 年海上保険法の起草者が「責任を免れる」(discharged from liability) という表現を用いることを好んだということは疑いない。しかしながら、厳密に言えば、これも同様な反駁を受けることになる。というのは、保険者がいったん「違反の日から免責」されたのであれば、保険者が「免責」を主張することが禁反言されたと判断されなければ、爾後に権利放棄によって自らを有責とすることが不可能となるからである。真の立場は、ワランティ違反は保険者に保険証券を取消す権利を与え (the breach of warranty gives the insurer the right to avoid the policy), その取消しは違反の日から有効となる、ということであると思われる』。

- 4) わが国においては、海上保険におけるワランティ違反の効果については、従来から貴族院の立場、すなわち自動的な責任の免除 (automatic discharge) を

採ってきたといえよう。たとえばわが国において M. I. A. の定訳として用いられている葛城、木村、小池(共訳)『1906年英国海上保険法』昭和52年、財団法人 損害保険事業総合研究所、p. 12においては、M. I. A. § 34 (3) における "A breach of warranty may be waived by the insurer" という文言が、「保険者は、担保違反を主張する権利を放棄することができる」と訳されている。これは、ワランティ違反の効果が自動的であり、保険者に契約を取消す権利が生じないことを前提とした訳であり、Lord Goff の見解と一致する。

- 5) Clarke, *op. cit.*, par. 20-6 C, Birds, *op. cit.*, p. 122.
- 6) Clarke, *op. cit.*, par. 20-7 A.
- 7) Birds, *op. cit.*, p. 122, *fn.* 15.
- 8) [1991] 2 W. L. R. 1294.
- 9) MacGillivray & Parkington, *op. cit.*, par. 807 ff.
- 10) Clarke, *op. cit.*, par. 20-7 D1.
- 11) Ivamy, *op. cit.*, p. 312.

IV 結語

本稿の目的は、英国保険契約法における権利放棄および禁反言がどのような法原則であるのか、両者はどのように異なるのか、またどのような状況において適用されるのかについて明らかにすることであった。そのなかで、権利放棄と禁反言の区別が概念上もまた理論上も曖昧となり、それゆえに、学説においてもまた実際の裁判においても、一致した見解が存在しないということを明らかにした。そして、海上保険におけるワランティ違反については保険者は自動的に責任を免れると判示されたことにより、ノン・マリンの保険種目についての判例法と制定法である1906年海上保険法第33条第3項との関係をどのように理解すべきか、また同法が第34条第3項に規定する権利放棄を理論的にどのように説明するかという新たな問題を提起した。ワランティ違反と権利放棄および禁反言との関係についてのさらなる研究は、このような問題も含めて、筆者の今後の課題である。

(一橋大学大学院博士課程)